

「わかりやすい制度」「掛金負担がいっそう軽減できる！」

自動車共済掛金の **割引・割増制度** 4月から改定！

近畿共済では、平成19年3月12日の臨時総代会において、自動車共済割引・割増取扱要領の一部改正を決議しました。これにより、組合員の皆さまの共済掛金負担が損保保険料より比較優位にたち、より軽減できる制度となりました。行政庁の承認の後4月1日から実施とし本年5月1日以降締結する共済契約から適用となります。

Point-1

出口(利益の配当)で利益還元する方法から、
入口(契約引受)で割引拡大する方法に
重点を移行する。

制度改定のポイント

Point-2

どの年度をとっても
損保会社の
割引よりも優位な掛金に。

Point-3

組合員のみなさまにとって
わかりやすい制度に。

制度改定の内容

- ①全共済種目を総合して、割引・割増率を決定します。
- ②搭乗者共済も割引・割増の対象にします。
- ③**最高割引率は65%!**
- ④ **割引拡大をスピードアップ!** 契約台数別に区分しました。
最高割引率への到達年数が大幅に短縮します。

6年間無補償の場合に適用される割引率

	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
1台～19台	0%	15%	30%	45%	60%	65%
20台～49台	0%	15%	30%	45%	60%	65%
50台～99台	0%	20%	40%	60%	65%	65%
100台以上	0%	25%	50%	65%	65%	65%

- ⑤割引・割増率決定のもととなる補償率の計算方法を、
損保方式にならない支払備金を使用して、
直近の補償状況が反映するものに改めます。